

日頃は、コニカミノルタ製品、ならびに当社がご提供させていただいている商品・サービスへのご愛顧をいただき、誠にありがとうございます。

さて、2014年4月1日より施行される「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(以下、改正消費税法)を踏まえ、当社における消費税率適用の考え方、その取り扱いにつきまして、下記の通り、ご案内させていただきます。

改正消費税法に基づく消費税率の変更に伴い、2014年4月1日以降に締結又は更新頂いたご契約に基づきお客様にご提供いたします商品・サービスにつきましては、適用される消費税率は8%となります。

詳細は、お取引の内容毎に以下の(1)から(3)の通りとなります。

- (1) 消費税法上の「資産の譲渡」に該当するお取引(OA機器、システム商品等物品の販売)
2014年4月1日以降にご提供させていただきます商品等につきましては、消費税率が8%となります。
- (2) 消費税法上の「資産の貸付け」に該当するお取引(複写機等のレンタル契約等)
2014年4月1日以降にご請求させていただきます料金につきましては、消費税率が8%となります。
- (3) 消費税法上の「役務の提供」に該当するお取引(保守契約、ソフト開発等の役務サービス)
2014年4月1日以降にご請求させていただきます料金につきましては、消費税率が8%となります。

※ なお、複写機の保守料金(コピーチャージ料金)につきましては、2014年4月1日以降のカウンター検針日のご請求分より、消費税率が8%となります。

参考:国税庁の見解を踏まえた業界団体としての対応方針
[JBMIA\(一般社団法人 ビジネス機械・情報産業協会\)ホームページ](#)

※ また、改正消費税法の各種経過措置(「資産の貸付け」、「工事請負等」等)の条件を満たし適用されるものについては、消費税率は5%となります。

コニカミノルタグループといたしまして、企業の責任として適正な消費税率の適用を行ってまいりますので、お客様におかれましても、ご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先

コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社
お客様相談室

お電話でのお問い合わせ

 **0120-805039**

【受付時間】月曜～金曜 9:00～12:00／13:00～17:00
(土・日・祝祭日および年末年始・弊社休業日を除く)

※ お客様からのお問い合わせの内容を正確に把握するために、お電話の内容を録音させていただいております。ご了承ください。
[お問い合わせ内容の録音について](#)

[ページトップへ戻る](#)